

日本バイオスティミュラント協議会自主基準

はじめに

日本バイオスティミュラント協議会は2018年1月に設立され、バイオスティミュラントの概念の研究、新技術や知識の整理蓄積、国内外の情報収集等に取り組んできた。2021年5月には農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」にバイオスティミュラントの活用が謳われ、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）において、農業者が効果のあるバイオスティミュラントを安心して選択できる環境を整える旨が盛り込まれた。

2025年5月30日に農林水産省より「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン」が公表され、バイオスティミュラントの定義や事業者が留意すべき事項が明文化された。

当協議会はこのガイドラインの内容を踏まえて、バイオスティミュラント製品を取り扱う事業者（製造者及び輸入者）に対して自主管理を促すための基準を作成した。バイオスティミュラント製品を購入した使用者が、これを安全かつ効果的に使用できるよう、事業者が各製品に関わる情報（安全性、効果の根拠等）を示し、優良誤認とならない表記を行うことを目指した。更に、バイオスティミュラントの主たる効果・効能リストを作成し、農薬疑義資材に該当しないように留意することも促した。

本自主基準が、バイオスティミュラント製品を取り扱う事業者の手引きとなり、バイオスティミュラントの健全な市場形成と更なる発展を促し、その製品の使用が使用者の利益になることを願っている。

2025年9月8日

日本バイオスティミュラント協議会

----- 日本バイオスティミュラント協議会自主基準 -----

(2025 年 9 月 8 日現在)

1. 本自主基準は、2025 年 5 月 30 日に農林水産省が公表した「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン」を踏まえて、日本バイオスティミュラント協議会が、日本におけるバイオスティミュラント（以後、BS と略す）の適切な普及を目的として、BS 製品の取扱い事業者（製造者及び輸入者）に対して責任ある自主管理を促すために作成したものである。
 - 1) 「効果・効能の表記に係る指標」は、当協議会が作成した BS の主たる効果・効能リストについて、その効果・効能が説明できる根拠（試験結果又は査読付き論文引用）がある場合、その表記を製品のラベル等に記載することを促すものである。
 - 2) 「効果・効能の検証に係る指標」は、BS 製品の効果検証を行うにあたり、留意すべき事項をまとめたものである。
 - 3) 「安全性の情報提供に係る指標」は、BS 製品の安全性を BS 製品取扱い事業者自身が示すことの必要性を示し、重金属量の把握と製品安全データシート（SDS）の発行を促すものである。
2. BS 製品を販売するにあたっては、商用作物において、国内（又は、類似環境）での使用事例（2 事例以上）があることが必要である。ただし、効果検証における事例がこれを兼ねることも可能である。なお当該製品を施用した際に植物体内で起こる反応について、文献などで把握し、説明ができるようにすること。
3. ラベルやパンフレット、ウェブサイト等には以下の項目を記載し、使用者に情報を提供すること（図 1 参照）。BS 製品の分類および BS の主たる効果・効能については、当協議会会員企業に限り「日本バイオスティミュラント協議会自主基準に基づく表記」であることを記載しても良い。
 - 1) BS 製品の分類・BS としての成分
(分類は表 1 を参照。必要に応じて有効成分・含有成分、含有量も記載する。)
 - 2) BS の主たる効果・効能
(別表 1 を参照。根拠情報がある場合に限る。)
 - 3) 使用方法
(対象作物、使用量、使用濃度、使用時期、使用回数等)
 - 4) 使用上特に注意すべき事項

4. 品質確認として、製品の主成分等を3ロット以上分析し、品質のばらつきを確認すること。
5. 農林水産省が公表した「バイオスティミュラントの表示等に係るガイドライン」に基づき、通常施用において、植物に対して有害な影響が出ていないことを確認する。同時に、食経験、原材料の安全性情報、または製品の安全性試験のいずれかの観点から、ヒトに対する安全性を確認すること。
6. 「安全性」「効果検証」のデータをウェブサイト等に積極的に掲載し、問い合わせに応じられるようにしておくこと。
7. 本自主基準は適宜見直し、状況に応じた追加修正を実施する。

図1. ラベルやパンフレット、ウェブサイト等への表記の例

日本バイオスティミュラント協議会自主基準に基づく表記	
BS製品の分類 ^{※a}	腐植物質
BSの主たる ^{※b} 効果・効能	養分吸収の改善 秀品率の改善

※a: 表1. BS製品の分類を参照

※b: 別表1. BSの主たる効果・効能リストを参照

当協議会会員企業に限り、「BS製品の分類」及び「BSの主たる効果・効能」が日本バイオスティミュラント協議会自主基準に基づく表記であることが分かるように記載することができる。

- ◆使用方法、注意事項は同一媒体上に記載すること
- ◆有効成分・含有成分、量は必要に応じて記載
- ◆安全性、効果データの掲載先を記載

表 1．BS 製品の分類

海藻、海藻抽出物
アミノ酸、ペプチド、タンパク質加水分解物
腐植酸、腐植物質、フミン酸、フルボ酸
微生物
微量ミネラル、ビタミン
キチン、キトサン、多糖類
動植物抽出物、微生物抽出物
その他(素性・由来が分かるように明記)

◆2 種類以上を記載しても良い

----- 効果・効能の表記に係る指標 -----

1. BS 製品が農薬疑義資材として誤認されないよう、BS の主たる効果・効能をリスト化した（別表 1、以下「本リスト」）。
 - ・本リストを使用するためには、その効果・効能が説明できるデータもしくは根拠を所有していることが必要である。
 - ・当協議会の会員企業に限り、本リストが「日本バイオスティミュラント協議会自主基準に基づく表記」であることが分かるようにラベル等に記載することができる。
2. 本リストは以下の考えに基づいて作成した。
 - ・栄養利用の効率改善、非生物的ストレス耐性の改善、及びその結果として生じる収量・品質の改善に関してデータとして説明ができる項目とした。
 - ・上記の項目との因果関係が説明できる場合、BS の主たる効能として表記できる項目を作成した。
 - ・農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に定める、農薬（病害・虫害・雑草等に対する生物的ストレス対策、生理機能の増進又は抑制）との誤認を生じさせ得る表記は除外した。
 - ・BS は肥料（栄養成分）そのものではないため、栄養成分の直接的な機能と想定される効果・効能は本リストから除外した。
3. ラベルやパンフレット、ウェブサイト等への製品説明等の表記については、各事業者は下記の考えに基づくこと。
 - ・農薬疑義資材に該当しない表記であること（農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号））、また優良誤認などの不当表示をさけること（不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号））。
 - ・農薬疑義資材については、「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について（19 消安第 10394 号）別添 1 表示説明に係る判断基準」を参照されたい（補足資料 1）。
4. 本リストの追加、削除、変更は適宜行われる。当協議会は消費・安全局と定期的に意見交換を行う。
 - ・リストには版（version）を明記し、最新版であることが分かるようにする。

----- 効果・効能の検証に係る指標 -----

1. BS の効果として、客観的な評価が可能な調査試験を行い、その結果に基づいた説明ができるようにすること。
 - ・得られた結果を拡大解釈し、使用者に誤認させないようにすること。
 - ・栽培事例、実験データの質を高めることで、資材の信頼性（価値）も高められる。
2. 効果を説明するための栽培試験設計は、以下を参考されたい。
 - 1) BS 資材の施用区に対する無施用の比較対照区を設定すること。
 - 2) BS 資材の有無以外の条件は、できる限り揃えること（肥料成分、温度、光量、水量、土質、品種など）。
 - 3) BS 資材に栄養成分を含む製品の場合は、対照区においてもできる限り養分量を揃えること。
 - 4) 非生物的ストレスへの効果を説明する場合は、ストレス区・非ストレス区の両方の設定があることが望ましい。
 - 5) 偶然性による生育の違いを避けるため、反復数は原則 3 以上あること。
 - 6) 場所による生育の違いを避けるため、ランダム化した試験区配置をすることが望ましい。
 - 7) 効果が確認できる陽性対照区（ポジティブコントロール）を設定することも推奨される。
3. 圃場試験・現場検証実験に関しては、地域や環境条件などをできる限り記載することが望ましい。
4. 評価項目は、BS 製品の取扱い事業者の判断において決定されるものであるが、「何に作用するのか」、「結果としてどうなるのか」を説明できるデータを収集すること。
5. 試験の実施を確認できるよう、記録として写真等を残しておくこと。
6. 統計処理等により、客観的に資材の有意な効果を示すことが望ましい。
7. 過剰害の使用量についても把握しておくことが望ましい。

----- 安全性の情報提供に係る指標 -----

1. BS 製品の取扱い事業者は、安全性に関する情報を提供すること。

- 1) 重金属濃度 (Cd, Cr, Pb, Hg, Ni, As) の情報については、メーカーにおいて把握しておくことが望ましい。

参考として、肥料成分量に依存しない汚泥肥料の重金属量の上限^{※1}を下記に記す。

(^{※1} Cd < 5ppm, Cr < 500ppm, Pb < 100ppm, Hg < 2ppm, Ni < 300ppm, As < 50ppm)

- 2) 懸念される場合には、有害微生物 (病原性大腸菌、サルモネラ属菌等) の検査を行うことが望ましい。
- 3) 安全性情報については SDS を発行 (下記 2. 参照) し、使用者が把握できるようにすることが望ましい。

(SDS 内の「3. 組成物、成分表」に、重金属や有害微生物の情報を記載することもできる。)

- 4) 有害成分 (重金属や毒性が懸念されるもの) を含む製品については、その量や程度に応じて、使用制限^{※2}を定めること。

^{※2} 反当りの使用量、使用濃度、使用時期、使用回数等

- 5) 製品の安全性を保つため、上記の項目に関する検査・改訂を定期的に行い、かつそれを記録・保管しておくこと。

2. SDS 作成については以下の項目を参考されたい。

- 1) BS 製品の取扱い事業者はできる限りの安全性情報の入手に努める。

安全性に関する試験結果が無い場合は、「知見無し」と記載する場合もありうるが、SDS 発行の本来の目的は人体や環境への有害性、危険性を正しく伝達し、取扱の注意を促すことであるため、作業安全と環境安全に関する情報はできる限り記載すること。

- 2) 原料の SDS を入手し、製品評価技術基盤機構 (NITE) のウェブサイト^{※3}で混合物として安全性を判別することができる。

^{※3} GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム (NITE-Gmicss)

<https://www.ghs.nite.go.jp/>

- 3) 自然由来 (動植物・鉱物) が原料の場合は、成分表の CAS No. 欄に「天然物」と表記することもできる。
- 4) 各成分は「非公開」とも記載することもできるが、製品の安全性情報を使用者に伝える努力をすること。

■別表1. BSの主たる効果・効能リスト (ver. 1.0)

効果・効能	No.	表記リスト※1、※2
栄養利用の効率改善	1	養分吸収の改善
	2	水分吸収の改善
	3	酸素の供給効率の改善
	4	CO ₂ の供給効率の改善
	5	養分の利用効率の改善
非生物的ストレス耐性の改善	6	耐暑性改善
	7	耐寒性改善
	8	耐乾燥性改善
	9	湿害からの回復改善
	10	低照度下での生育改善
	11	塩害耐性改善
	12	遮光効果
	13	耐霜性改善
収量・品質の改善	14	環境ストレス耐性を高める (2つ以上のストレス耐性を有する場合)
	15	収量改善
	16	秀品率の改善
	17	有用成分(栄養成分・機能性成分)の改善
上記の項目との因果関係が説明できる場合に表記できる効能	18	糖度増加
	19	光合成改善
	20	細胞壁の強化
	21	樹勢改善
	22	成り疲れ改善
	23	外部損傷の修復
	24	しおれ軽減
	25	根圏の有用微生物の活性化

※1 現在使用されているBSの主たる効果・効能を掲載したものである。

※2 当該リストに掲載されている効能を示す場合であっても、各法令で定義する農薬、肥料、土壌改良資材に該当する資材は、関係法令に従ってあらかじめ登録・届出・表示等を行う必要がある。

補足資料 1.

「無登録農薬であると疑われる資材に係る製造者、販売者等への指導について（19 消安第 10394 号）別添 1 表示説明に係る判断基準」

別添 1

表 示 説 明 に 係 る 判 断 基 準

次のような効能効果が表示説明されている場合は、農薬としての効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

1 病虫害の防除を目的とした効能効果

(例) 病虫害を阻止、病気に効く、病気が治る、病虫害が発生しない、害虫を殺す・駆除する、害虫病気を撃退、抗害虫、〇〇（害虫）の被害軽減（具体的病虫害名を明記しそれらから農作物を守る旨の表現）、害虫対策、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、〇〇病等に期待、〇〇（害虫）退治、病虫害抵抗性、防虫免疫、芝生用除草剤、芝生内の広域雑草に有効、忌避効果、虫がよりつかない等

2 農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

(例) 植物の成長を促進、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進、開花・着色を促進、植物の背丈を抑制、ブドウを種なし化等

3 農薬としての効能効果を増強させることを目的とする効能効果

(例) 農薬の効果を高める、展着剤等

4 農薬としての効能効果の暗示

(1) 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例) 〇〇（害虫）コロリ、防虫剤等

(2) 含有成分の表示及び説明からみて暗示するもの

(例) 害虫防除で知られる〇〇（成分）を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果を持つ等

(3) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

(例) 〇〇〇という古い自然科学書をみると、虫を殺し、植物が病気に強くなるという。等

(4) 新聞、雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家による経験談等を引用又は掲載することにより暗示するもの

(例) 生産者〇〇〇〇の談

「・・・は、〇〇（害虫）によく効きます。」等